

尚絅大学・尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為に係る通報及び調査等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止対策等に関する規程」（以下「不正防止規程」という。）第9条第2項及び「尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的研究費等の管理等に関する規程」（以下「競争的研究費等管理規程」という。）第7条2項に基づき、尚絅大学及び尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為及び競争的研究費等の不正使用（以下「不正行為」という。）に関する通報及び調査等に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、不正防止規程及び競争的研究費等管理規程で使用する用語の例による。

(通報窓口の設置)

第3条 通報窓口は、本学の九品寺キャンパス事務部及び武藏ヶ丘キャンパス事務部に置く。

2 通報窓口の責任者は、各キャンパス事務部長とする。

3 通報窓口の対応者は、次の各号に定める者とする。

(1) 学長補佐

(2) 各学科長

(3) 図書館長

(4) 各キャンパス事務部長

4 最高管理責任者は、通報窓口の対応者の氏名を毎年明示するものとする。

(通報等の取扱い)

第4条 不正行為の疑いがあると思料する者は、学内外から書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、通報窓口に対して通報を行うことができる。

2 不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

3 悪意（被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく通報を防止するため、通報は原則として、顕名により、不正行為を行ったとする者又はグループ等の氏名若しくは名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

4 匿名による通報及び通報の意思を明示しない相談については、その内容に信憑性が認められるときは、顕名による通報に準じて取り扱うことができる。

5 会計監査院、新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（不正を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名若しくは名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、前項に準じて取り扱うことができる。

(通報等への対応)

第5条 通報窓口の対応者は、通報を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任

者、統括管理責任者及び通報窓口責任者に報告するものとする。

- 2 通報窓口の責任者は、通報が郵便による場合など当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に対し受け付けた旨を通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、通報又は相談が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている等の内容で、当該内容を確認、精査し、相当の理由があると認めたときは、被通報者等に警告を行うことができる。

(責務)

第6条 この規程に定める手続に関与する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
- (2) 公平、公正な立場で任務を行わなければならない。
- (3) 自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。
- (4) 業務の遂行に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。
- (5) 通報者及び被通報者、または調査に協力した関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、慎重に行動しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 最高管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、調査中であっても、通報者又は被通報者の了解を得て、当該事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

(通報者及び被通報者の保護)

第8条 最高管理責任者は、通報したことのみを理由に当該通報者に対して不利益な取扱を行ってはならず、また、通報されたことのみを理由に、当該被通報者に対して不利益な取扱を行ってはならない。

(予備調査の実施)

第9条 最高管理責任者は、第4条に基づく通報があった場合又はその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、予備調査委員会を設置する。

- 2 予備調査委員会は以下の委員によって構成する。
 - (1) 学長補佐2名以内
 - (2) 被通報者の所属する学科以外の長 1名
 - (3) 大学事務局長
 - (4) 最高管理責任者の指名する教職員若干名
- 3 予備調査委員会に委員長を置き、最高管理責任者が指名する者をもって充てる。
- 4 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験試料等を保全する措置を取ることができる。
- 6 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事

項について、予備調査を行うものとする。

- 7 通報が行われる前に取り下げられた論文等に対する通報に関して予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。
- 8 予備調査委員会は、最高管理責任者の指定する日までに、予備調査の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(本調査の決定等)

第10条 最高管理責任者は、前条第8項の予備調査の結果を踏まえ、通報の受付から起算して30日以内に、研究倫理委員会の議を経て本調査を行うべきか否かを決定する。

- 2 最高管理責任者は、前項により本調査を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対してその旨を通知し、本調査への協力を求めるとともに、被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関にも通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項の決定を行ったときは、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等及び関係省庁に報告、協議をしなければならない。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、理由を付して通報者に通知するものとする。この場合、配分機関等及び関係省庁ならびに通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料を保存するものとする。

(調査委員会)

第11条 最高管理責任者は、前条第2項の決定をした場合は、調査委員会を設置して、当該決定の日から30日以内に本調査を開始するよう指示するものとする。

- 2 調査委員会は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者で、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、調査委員会の委員の半数以上は、外部有識者とする。

- (1) 学長補佐 2名以内
- (2) 被通報者が所属する学科以外の長 1名
- (3) 大学事務局長
- (4) 法律の専門的知識を有する学外の者 2名以内
- (5) その他最高管理責任者が指名する学内又は学外の者 3名以内

- 3 最高管理責任者は、必要に応じて、本調査の対象となる研究分野に関する学外の研究者を臨時委員として指名することができる。

- 4 第1項第4号及び第5号の委員の任期は、当該調査の公表までとし、再任を妨げない。

- 5 調査委員会に委員長を置き、最高管理責任者が指名する者をもって充てる。

- 6 最高管理責任者は、前項により調査委員会を設置したときは、通報者及び被通報者に対し、調査委員会の委員の氏名及び所属を通知するものとする。

(調査委員会の業務)

第12条 調査委員会は、次に掲げる業務をおこなう。

- (1) 本調査又は再調査に関すること
- (2) 異議申立て又は不服申立ての審査に関すること
- (3) 不正行為の認定に関すること
- (4) 調査報告書の作成に関すること

(会議の開催)

第13条 調査委員会委員長は、調査委員会を招集し、会議を統理する。

- 2 会議は、調査委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、やむを得ぬ事情により出席できない調査委員が、事前に調査委員会の開催に同意した場合はこの限りではない。
- 3 調査委員は、自己又は親族その他利害関係を有する者に関する事案の調査及び審査に加わることはできない。
- 4 会議は、非公開とする。

(異議申立て)

第14条 通報者及び被通報者は、第11条第6項の通知を受けた日から7日以内に、調査委員会の構成に関して異議を申し立てることができる。

- 2 最高管理責任者は、前項の異議があったときは、調査委員会に対し、速やかに異議の内容について審査を行わせ、その結果について報告を受けるものとする。
- 3 最高管理責任者は、異議申立ての内容を妥当と判断した場合は、異議申立てに係る調査委員会の委員を交代させるとともに、通報者及び被通報者にその旨を通知するものとする。
- 4 最高管理責任者は、異議申立ての内容を不当と判断した場合は、通報者及び被通報者にその旨を通知するものとする。

(本調査の実施)

第15条 調査委員会は、次の各号に掲げる調査を行うものとし、必要に応じて、関連する他の研究も対象とすることができます。

- (1) 被通報者、通報者等関係者からの事情聴取
 - (2) 当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査
 - (3) 再現性の確認
 - (4) 競争的研究費等の支出に係る書類の収集及び分析
 - (5) 競争的研究費等の支出の相手方からの事情聴取
 - (6) 競争的研究費等の使用ルールとの整合性の調査
 - (7) 通報の際に提示された合理的根拠の正当性の調査
 - (8) その他必要と認められる事項の調査
- 2 調査委員会は、被通報者に弁明の機会を与えるなければならない。
 - 3 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

(証拠の保全)

第16条 調査委員会は、証拠となる資料及びその他関係書類を保全するため、必要な措置を取ることができる。

- 2 通報された事案に係る研究活動が本学以外の機関で行われた場合は、調査委員会は、当該機関に対して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置を取るよう要請を行うものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置を行うことが必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(調査における情報保護)

第17条 調査委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正疑惑への説明責任)

第18条 被通報者は、調査委員会の調査に対して通報内容を否認する場合においては、自己の責任により当該研究の方法及び手続の適正性並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示して説明しなければならない。

(他研究機関との合同調査)

第19条 最高管理責任者は、不正行為が他の研究機関等に関する場合、研究倫理委員会の議を経て当該研究機関に必要な通知を行うとともに、必要に応じて、当該研究機関に協力を求め、または合同調査を行うことができる。

- 2 他研究機関等と合同で調査する場合、または他研究機関等の調査に係り合理的な協力を求められた場合、本学は誠実に調査または協力する。
- 3 最高管理責任者は、不正行為以外の他の不正との複合的な事案と認められる場合、必要に応じて学内の他の調査委員会と協力または合同調査を行うことができる。

(認定)

第20条 調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為が行われたと認定された場合にはその内容及び悪質性、不正行為に関与したもの及びその関与の度合、研究費に係る不正使用の相当額、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項に関して認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、不正行為が行われなかつたと認定された場合において、通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 3 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えねばならない。

(認定の方法)

第21条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的根拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。ただし、被通報者による自認のみを唯一の証拠として、不正行為を認定してはならない。

- 2 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為があるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。
- 3 被通報者が当該研究に係る論文や実験に基づくデータ等の不存在など、存在すべき基本的要素の不足により不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示すことができない場合は、合理的な保存期間を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(調査結果の報告)

第22条 調査委員会は、調査委員会設置の日から150日以内までに、第20条の認定に基づく調査結果並びに不正発生要因、不正行為に関与した者が関わった他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況及び再発防止計画等の関連資料をまとめた報告書（以下「調査報告書」という。）を作成し、最高管理責任者に報告を行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、調査委員会は、調査の過程で不正の事実が一部でも確認された場合は、当該事実について速やかに認定をおこない、最高管理責任者に報告するものとする。

- 3 最高管理責任者は、前項の報告があった場合は、尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）の議を経て、速やかに配分機関に報告するものとする。

（調査の結果通知及び報告）

第23条 最高管理責任者は、前条第1項の報告を受けたときは、通報者、被通報者その他不正行為に関与したと認定された者に対し、速やかに調査結果を通知するものとする。

- 2 不正行為を行ったと認定された被通報者又は悪意に基づく通報を行ったと認定された通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。

- 3 最高管理責任者は、第22条第1項の報告があった場合は、研究倫理委員会に報告するとともに、配分機関等及び関係省庁に対し速やかに調査報告書を提出するものとする。

- 4 最高管理責任者は、配分機関等及び関係省庁に対し、通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告を行う。

- 5 最高管理責任者は、調査委員会設置の日から150日以内に調査結果がまとまらない場合は、研究倫理委員会、配分機関等及び関係省庁に調査の進捗状況及び中間報告を行うものとする。

6 最高管理責任者は調査の終了前であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等及び関係省庁に報告する。

- 7 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、配分機関等及び関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を行うことができる。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

（不服申立て）

第24条 不正行為を行ったと認定された被通報者は、前条第1項の通知を受けた日から10日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、当該期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 悪意に基づく通報をおこなったと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、前項の例により、不服申立てをすることができる。

- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行うものとし、新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、最高管理責任者は委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるとときは、この限りでない。

- 4 調査委員会は、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告を行い、最高管理責任者は、不服申立人に対し、当該決定を通知するものとする。なお、当該不服申立てが調査の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと判断された場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 5 調査委員会は、再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告を行い、最高管理責任者は、不服申立人に対し、当該決定を通知するものとする。

- 6 最高管理責任者は、前第1、4及び5項に該当する場合は、研究倫理委員会、配

分機関等及び関係省庁に報告を行うものとする。

(再調査)

第25条 調査委員会は、前条第5項により再調査を行う旨を決定した場合には、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めることができる。

- 2 前項による不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることを決定できる。この場合、調査委員会は、最高管理責任者に報告を行い、最高管理責任者は、不服申立人に対し、当該決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、前2項の報告を受けた場合には、速やかに、再調査手続の結果を通報者、被通報者その他不正行為に関与したと認定された者に通知し、被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、前項の通知を行った場合は、研究倫理委員会、配分機関等及び関係省庁に報告を行うものとする。

(調査結果の公表)

第26条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定された場合には、研究倫理委員会の議を経て、次の各号に掲げる事項を速やかに公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名、所属及び職名
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 調査結果の公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の氏名、所属及び職名
 - (5) 調査の方法及び手順
 - (6) その他最高管理責任者が必要と認めた事項
- 2 不正行為が行われなかつたと認定された場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、当該事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠つたことによるものではない誤りがあった場合は、研究倫理委員会の議を経て、調査結果を公表するものとする。
 - 3 前項ただし書きの公表における公表内容は、不正行為が行われなかつたこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠つたことによるものではない誤りがあつたこと及び第1項第4号から第6号の事項とする。
 - 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたと認定された場合の公表においては、第1項を準用するものとする。

(本調査中における一時的措置)

第27条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会による調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して競争的研究費等の一時的な支出停止等必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、配分機関等から、被通報者に係る競争的研究費等の支出停止

等を命じられた場合には、適切な措置を講じるものとする。

(不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第28条 最高管理責任者は、不正行為に関与したと認定された者、不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び競争的研究費等の全部又は一部に関して使用上の責任を負う者として認定された者が本学に所属する場合には、研究倫理委員会の議を経て、学校法人尚絅学園就業規則に基づく懲戒処分の必要性の有無に関する意見を添えて、理事長に報告するとともに、次の各号に掲げる措置を取ることができる。

- (1) 教育研究活動の停止
- (2) 競争的研究費等の使用停止、返還
- (3) 当該論文等の取下げ、停止等の勧告
- (4) その他不正行為の排除のために必要な措置

特に私的な流用など行為の悪質性が高い場合に刑事告発、民事訴訟もあり得る。

(不正行為が行われなかつたと認定された場合の措置)

第29条 最高管理責任者は、不正行為が行われなかつたと認定された場合は、競争的研究費等の支出停止等研究活動の制限及び証拠保全の措置を解除するとともに、不正行為を行わなかつたと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を取るものとする。

(通報が悪意に基づくものと認定された場合の措置)

第30条 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合で、通報者が本学に所属するときは、研究倫理委員会の議を経て、学校法人尚絅学園就業規則に基づく懲戒処分の必要性の有無に関する意見を添えて、理事長に報告するものとする。

(本規程に定める以外の事案)

第31条 この規程に定める以外の事案が発生した場合は、最高管理責任者が研究倫理委員会の議を経て、対応を決定するものとする。

(雑則)

第32条 この規程に定めるもののほか、不正行為に係る対応に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

(所管)

第33条 この規程に関する事務の所管は、九品寺キャンパス事務部教務課とする。

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、研究倫理委員会の議を経て、学長の決裁により行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。